		定	権（注３）		B799	その他の賃料債権
					B801	診療報酬債権
					B899	その他の報酬債権
					B901	入居保証金債権
					B001	工事請負代金債権
					B999	その他の債権
			債務者不特定の将来債権（注４）	4	C101	住宅ローン債権
					C102	消費者ローン債権
					C199	その他の貸付債権
					C201	売掛債権（C301を除く。）
					C301	割賦販売代金債権
					C401	運送料債権
					C501	リース債権
					C601	クレジット債権
					C701	不動産賃料債権（C501を除く。）
					C799	その他の賃料債権
					C801	診療報酬債権
					C899	その他の報酬債権
					C901	入居保証金債権
					C001	工事請負代金債権
					C999	その他の債権
6	代理人種別コード				01	譲渡人の代理人
					02	譲受人の代理人
					03	譲渡人及び譲受人の代理人

注１　債務者特定の既発生債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以前に既に具体的に発生しているものをいう。

注２　債務者特定の混在型債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時において既に具体的に発生している部分と将来具体的に発生する部分とが存するものをいう。

注３　債務者特定の将来債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。

注４　債務者不特定の将来債権とは、債務者以外の要素によって特定される金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいう。

公　告

諸　事　項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年12月31日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成 23 年１月 31 日　　財務大臣　野田　佳彦

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成22年４月１日から平成22年12月31日まで）

項名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち　三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,989,105	2,164,000	ＫＧ	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品 関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち　炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第2852・00号の２の(3)に掲げる物品のうち　水銀の炭化物	カーバイド等	824,255	968,089	千円	0.0	平成22年６月16日適用停止 全特恵受益国等
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,130,530	543,595	千円	0.2	平成22年８月17日適用停止 中華人民共和国（タイ） 221,600千円
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	286,234	156,822	千円	0.8	平成22年６月16日適用停止 中華人民共和国 平成22年７月16日適用停止 インド
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	185,166	498,414	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の１に掲げる物品	くえん酸カルシウム	10,139	7,640	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国